

物品売払に係る入札説明書

(新潟鉄工所製 NR80)

令和8年7月

大 石 田 町 建 設 課

1. 売払方法

一般競争入札により、別に定める予定価格（最低売払価格）以上の金額で、最も高い金額を入札した者（落札者）と売買契約を締結する。なお、最も高い金額を入札した者が2人以上いる場合はくじにより落札者を決定する。

2. 売払物品

（1）（新潟鉄工所製 NR80）

- ① 規格・型式 小形除雪車1. 3m級
- ② 登録番号 山形 900 る 118
- ③ 製作会社名 新潟鉄工所
- ④ 初度登録日 平成13年 1月22日
- ⑤ 車検満了日 令和 8年10月14日
- ⑥ 総稼働時間 20, 097時間

3. 入札及び開札

- ① 件 名 除雪機械売払（NR80）
- ② 執行日時 令和8年8月20日（木）午前9時～
- ③ 執行場所 大石田町役場 2階 庁議室
- ④ 入札回数 落札者が決定するまで3回を限度として行う。

4. 入札参加申込み

入札に参加を希望する者は、下記により入札参加申込みを必ず行うこと。

- ① 受付期間 令和8年7月22日（水）～令和8年8月4日（火）【休日除く】
- ② 受付時間 午前9時00分から午後4時00分まで
- ③ 受付窓口 大石田町役場 2階 建設課（管理グループ）
- ④ 提出書類 別紙「入札参加申込書」に次の書類を添えて提出すること。
個人の場合：住民票又は運転免許証の写し
法人の場合：法人登記簿謄本の写し

5. 入札参加資格

入札の参加者となる事が出来るのは、入札当日以降に20歳以上の個人または法人で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- ① 成年被後見人
- ② 未成年、被補佐人、被補助人
- ③ 破産者で復権を得ない者

- ④ 一般競争入札参加申込及び各指定提出書類を期日までに提出していない者
- ⑤ 町が指定する方法及び期日までに売買代金の支払いが可能でない者
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- ⑦ 次にあげる事項のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった2年を経過していない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者
 - ・ 本町の契約の履行に当たり、行為に事故若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ・ 本町の行う競争入札又はせり売りにおいて、その不正な執行を妨げた者又は不正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - ・ 正当な理由なく本町との契約を履行しなかった者
- ⑧ 本町の職員
- ⑨ 所在市町村税を滞納している者
- ⑩ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「不正行為防止法等に関する法律」という）第2条第2号に規定する暴力団その他の団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途に供しようとする者
- ⑪ 前2号に掲げる者から委託を受けた者

6. 入札時の留意事項

- ① 入札書は、別紙様式を使用すること。
- ② 入札書に記載する金額は、消費税相当額を含まない金額に記載すること。
- ③ 代理人が入札する場合は、必ず委任状を提出すること。
- ④ 代理人が入札する場合は、必ず入札書に代理人の氏名を記入し押印すること。
- ⑤ 入札書、委任状、入札参加申込書及び契約書の押印は同一の印鑑を使用すること。
- ⑥ 入札に当たっては、別紙入札条件に違反しないこと。
- ⑦ 入札当日は、必ず午前8時50分までに役場1階ホールに参集すること。

7. 契約書の提出

- ① 落札者は、落札決定後すみやかに契約書を作成して提出すること。
- ② 契約書の売払代金は、落札時の入札金額に消費税相当額を加算した額とする。
- ③ 契約書の書式については、落札後に別途指定する。

8. 代金の納入及び物品の引渡し

- ① 売払代金は、令和8年10月30日（金）までに一括にて納入すること。
- ② 売払物品の引渡し場所は、大石田町緑町地内の大石田町役場とする。
- ③ 売払物品は、売却代金の納入後すみやかに引き取ること。
- ④ 売払代金の納入及び除雪機械の引き取りに係る経費は全て落札者の負担とする。

9. その他

- ① 売買契約後の修理費、車検費、運搬費等はすべて落札者の負担とすること。
- ② 落札者は、物品引渡し後すみやかに次の措置を実施すること。
 - ・ 名義変更を行い、車検証の写しを町に提出すること。
 - ・ 建設機械管理番号プレートを取り外し、町へ返却すること。
 - ・ 町章及び町名等の名入れ表示をすべて削除し、写真を町に提出すること。
 - ・ これらの措置に係る経費はすべて落札者の負担とする。
- ③ 落札者は、売払物品を公共の道路除雪作業に使用してはならない。

10. 問い合わせ及び入札参加受付

大石田町建設課管理グループ 電話番号0237-35-2111（内線232）